

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定及び 人員・基準・運営基準について

対象サービス：日中活動系サービス  
(短期入所・療養介護・生活介護)

鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課施設支援係

1

## 療養介護 目次

### 療養介護の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	5
2	身体拘束等の適正化	6
3	経営実態を踏まえた基本報酬の見直し	8
4	対象者要件の明文化	9

# 生活介護 目次

## 生活介護の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	5
2	身体拘束等の適正化	6
3	食事提供体制加算の経過措置の取扱い	7
4	経営実態を踏まえた基本報酬の見直し	8
5	常勤看護職員等配置加算の拡充	10
6	重度障害者支援加算の見直し	11

# 短期入所 目次

## 短期入所の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	5
2	身体拘束等の適正化	6
3	食事提供体制加算の経過措置の取扱い	7
4	基本報酬の見直し	12
5	医療型短期入所の対象者要件の見直し	12
6	医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）	13
7	医療型短期入所における日中活動支援の充実	13
8	地域生活支援拠点等の緊急時のための受入機能の強化	14
9	医療連携体制加算の見直し	15

## 地域と連携した災害対策の推進（療養介護・生活介護・短期入所）

非常災害対策が求められる通所系，施設系，居住系サービス事業者を対象に，運営基準において，訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

### 運営基準（療養介護の例）

当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

※ 3年間の経過措置を設ける。

日中活動系サービス 5

## 身体拘束等の適正化（療養介護・生活介護・短期入所）

身体拘束等の適正化の更なる推進のため，運営基準において施設・事業所が取り組むべき次項を追加する。

※令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

- ① 身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。（新規）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（新規）
- ④ 従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（新規）

※ 今回の改定により，②③④を追加

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には，身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

日中活動系サービス 6

## 経過措置の延長

令和2年度までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、**経過措置を延長する**。

# 経営実態を踏まえた基本報酬の見直し（療養介護・生活介護）

## 1 療養介護

### 経営実態を踏まえた基本報酬の引き上げ

#### (例)療養介護サービス費（I）

利用定員が40人以下	：	(現行) 948単位/日	→	(改正後) 965単位/日
利用定員が41人以上60人以下	：	(現行) 922単位/日	→	(改正後) 939単位/日
利用定員が61人以上80人以下	：	(現行) 875単位/日	→	(改正後) 891単位/日
利用定員が81人以上	：	(現行) 838単位/日	→	(改正後) 853単位/日

## 2 生活介護

### 経営実態を踏まえた基本報酬の見直し

#### (例1)生活介護サービス費（定員が20人以下，区分6）

(現行) 1,291単位/日 → (改正後) 1,288単位/日

#### (例2)生活援助サービス費（定員が81人以上，区分6）

(現行) 1,038単位/日 → (改正後) 1,039単位/日

# 対象者要件の明文化（療養介護）

障害者支援施設での受け入れが困難な障害者支援区分5以上の者であって、高度な医療的ケアを必要とする者、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者のほか、これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として**明文化**する。

# 常勤看護職員等配置加算の拡充（生活介護）

医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

## 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）【新設】

- (1) 利用定員が20人以下  
→ 84単位/日
- (2) 利用定員が21人以上40人以下  
→ 57単位/日
- (3) 利用定員が41人以上60人以下  
→ 33単位/日
- (4) 利用定員が61人以上80人以下  
→ 24単位/日
- (5) 利用定員が81人以上  
→ 18単位/日

※判定スコアは右表のとおり

1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理	
2	気管切開の管理	
3	鼻咽頭エアウェイの管理	
4	酸素療法	
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）	
6	ネブライザーの管理	
7	経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃管、経鼻腸管、経胃腸腸管、腸管、食道管 (2) 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	
9	皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など） (2) 持続皮下注射ポンプ使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）	
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）	
12	導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿 (2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱像、腎像、尿路ストーマ）
13	排便管理	(1) 消化管ストーマ (2) 摘便、洗腸 (3) 洗腸
14	痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置	

注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合

# 重度障害者支援加算の見直し（生活介護）

- (1) 強度行動障害を有する者に対して、個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に対応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

算定期間：【現行】 90日 → 【改正後】 180日  
単位数：【現行】 700単位 → 【改正後】 500単位

- (2) 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

- ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 → 7単位/日
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成したシート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 → 180単位/日

- (3) 重度心身障害者の受入を評価するため

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ） ※直接処遇職員を1.7：1以上配置
  - ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ） ※常勤換算で看護職員を3人以上配置
- を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。

## 医療型短期入所の受入体制強化（1）

### 1 基本報酬

医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。

(例) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）：（現行）2,907単位/日→（改定後）3,010単位/日  
医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）：（現行）2,785単位/日→（改定後）2,835単位/日

### 2 医療型短期入所の対象者の整理

- ・ 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり、医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- ・ 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より高い報酬区分の対象者とする。
- ・ 医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

## 医療型短期入所の受入体制強化（2）

### 3 特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- 特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア（新スコア16点以上）を必要とする障害児を医療的短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能座位まで」の要件を削除。
- その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。  
(現行) 388単位/日 → (改定後) 610単位/日 (25点以上) 又は 297単位/日 (10点以上)

### 4 日中活動支援の評価

- 医療的短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画について、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。  
《日中活動支援加算【新設】》 200単位/日

日中活動系サービス 13

## 緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の受け入れに限らず加算）

### 地域生活支援拠点等に係る加算【新設】

短期入所 + 100単位/日

- ※地域生活支援拠点等の場合
- ※短期入所のサービス利用の開始日に加算。

### 参考

〈地域生活支援拠点について〉

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。



日中活動系サービス 14

# 医療連携体制加算の見直し（短期入所）

従来、**看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実**させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また、複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。

通常は看護師配置がない**福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価（8時間以上2000単位）を創設。**

	改定後						改定前（対象者数）	
	内容で分類		対象サービス及び時間	算定要件（対象者数）			1名	2～8名
医ケア以外	医ケア	1名		2名	3～8名 [6]の場合：3名	1名		
1	○		1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満 <sup>注1)</sup>	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	1,000単位	500単位
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・股デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位 <sup>注2)</sup>		
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日							